

消火器の点検・整備を マスターしよう!

一定規模以上の建物には消火器をはじめとする
消防用設備の設置が義務付けられています。

消防用設備は設置だけでなく、
いざという時に確実に使える状態を
保つことが重要です。



目次 01

消火器の種類

- 火災種別による適応・不適応…②
- 消火器の選択のポイント…②
- 消火器の特性を活かした設置②
- 薬剤・火災別対応表…②
- 加圧式と蓄圧式の違い…③

02

消火器の設置義務

- 消火器の設置対象物…④
- 設置しなければならない建物⑤
- 設置計算方法…⑥
- 特定共同住宅等に設置する
消防設備等…⑦
- 設置上の注意…⑧

03

消火器の点検・整備

- 点検・報告の概要…⑨
- 外形の点検…⑩
- 内部・機能の点検…⑫
- 耐圧性能点検…⑭

04

廃消火器のリサイクル

- 消火器の使用期限…⑯
- 消火器リサイクルの仕組み…⑰
- 消火器の再資源化率…⑰
- 対象品目(対象外品目)…⑱
- 消火器の回収窓口…⑲

01

消火器の種類

消火器の種類は、大きく分けて消火薬剤の種類と加圧源の方式とに分けられます。それぞれの特性を理解し、適正な配置を行ってください。

火災種別による適応・不適応

A(普通)、B(油)、C(電気)火災すべての火災に最適な消火器があれば理想ですが、消火器は消火薬剤や放射方法によってそれぞれ消火特性が違うために適応する火災も異なり、適応しない火災もあります。

適応火災マークを確認してください!



「旧規格」
表示されていたら
「文字」で
適応火災が



消防法令等に基づいて設置されている旧規格消火器はすみやかに交換が必要です。



消火器の選択のポイント

①適応火災を
絵表示で
確認する。



【A火災】普通火災



【B火災】油火災



【C火災】電気火災

- 消火器は、天井に炎が達する前の火災規模までが対象。第1・第2着火物になりやすい可燃物に適応したものを選ぶ。
- 一般家庭では、天ぷら油や布団類に対応した消火器を優先する。
- 密閉空間でガス系・粉末系を使う場合は、消火以外の特性も考慮する。
- 初期は粉末系で制炎し、続いて水系で冷却・再燃防止を行う。
- 消火性能に合った、能力单位の大きいものを選ぶ。

消火器の特性を活かした設置

初期消火を行うためには、速効性のある粉末系消火器と浸透性のある水系消火器等の併用設置が効果的です。それぞれの特性を理解し、消火器をバランスよく設置しましょう。

粉末系消火器

- 速効で火勢を抑えて消火
- 可燃物によっては再燃する
- 放射時間が比較的短いので、火元を的確に狙う

水系消火器

- 冷却効果が高く浸透性があり、再燃を防止する
- 放射時間が長いので落ち着いて消火できる

ガス系消火器

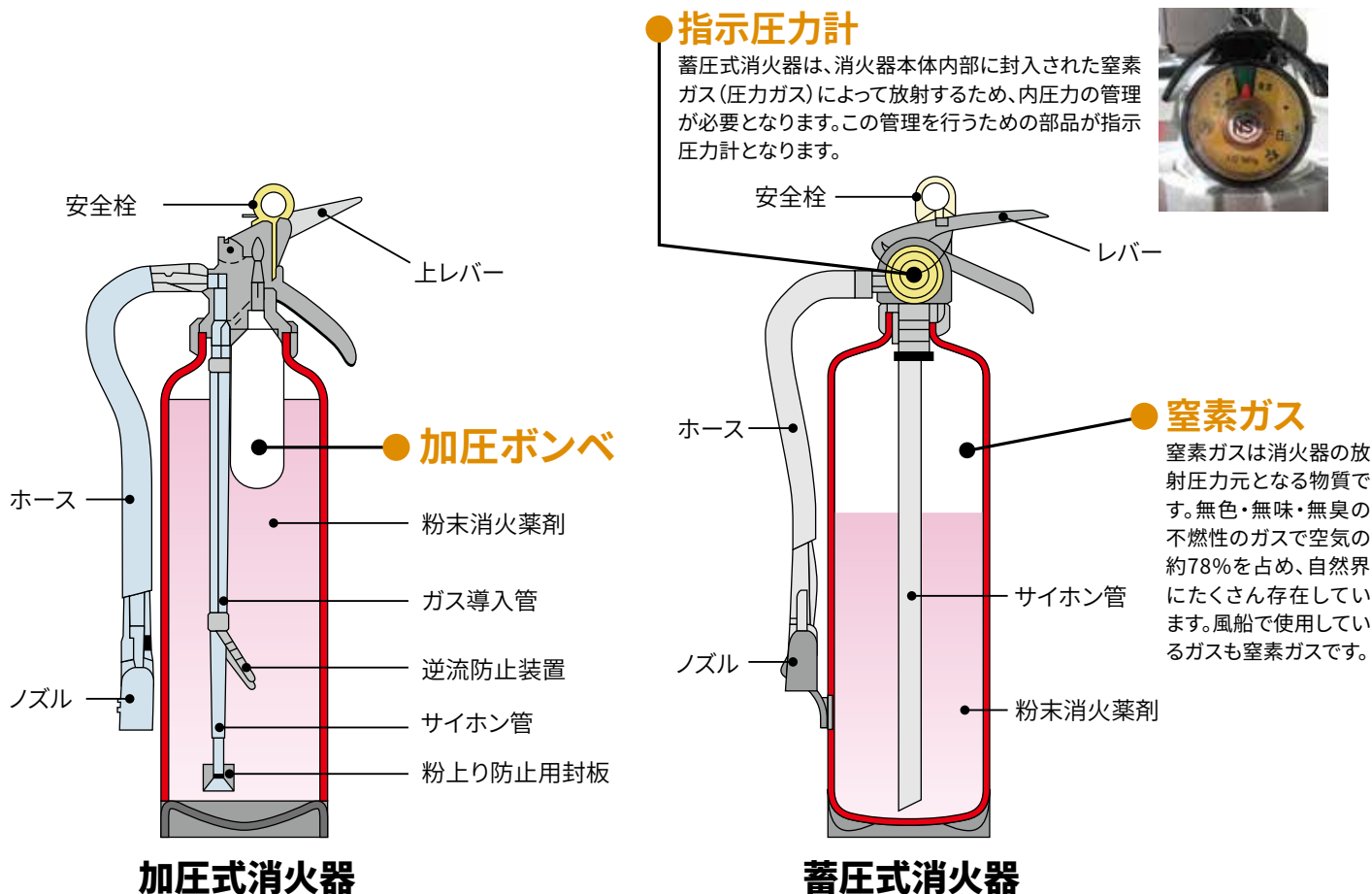
- 対象物に入り込み、窒息効果で素早く消火
- 電気施設や精密機械なども汚損しないので美術館や食品工場に

◎薬剤・火災種別対応表

消火器種別		水系消火器					ガス系消火器
項目	燃焼物	粉末系消火器	強化液消火器	中性強化液消火器	機械泡消火器	水(浸潤剤等入)消火器	二酸化炭素消火器
A	木製品・紙・繊維製品 ゴム・樹脂など	○	○	○	○	○	×
B	ガソリン・灯油 天ぷら油など	○	○	○	○	×	○
C	通電中のコンセントなど	○	○(霧状)	○(霧状)	×	○(霧状)	○
消火薬剤の特徴		リン酸アンモニウムを主成分とした微粉末で、炎の抑制効果が高く素早い消火ができます。	炭酸カリウムを主成分とした水溶液で、冷却と抑制効果により消火し、再燃焼を防止します。	優れた浸透性により、消火しにくい樹脂類や繊維類に効果があり、粉末消火器と併用すると効果的です。	油面を泡で被覆することで、油面から発生するガスを抑える窒息作用と冷却作用により消火します。	水に浸透性や再燃防止効果の高い成分などを添加したもののほか、純水を元にしたものもあります。	二酸化炭素ガスによる窒息作用により消火を行います。※窒息消火のため法令により設置場所が制限される場合があります。
非常によく消火できるもの		一般的な燃焼物	天ぷら油火災	繊維、樹脂類など	ガソリン・灯油などの油類	精密機器など	—

加圧式と蓄圧式の違い

消火器には「加圧式」と「蓄圧式」があります。現在、販売されているほとんどの消火器は「蓄圧式」です。加圧式は本体容器の中に消火薬剤と加圧用ガス容器(加圧ボンベ)を内蔵し、レバーを操作することで本体容器内のボンベの封を破り内部に圧力をかけて消火薬剤を放射します。一方、蓄圧式は容器に消火薬剤と圧力源のガス(主に窒素)があらかじめ封入され、操作するとそのガスと一緒に消火薬剤を放射します。



消火器は圧力容器です

●放射には圧力が必要です

消火器は、本体容器内に充てんされた消火薬剤を圧力により放射し、消火を行う容器です。

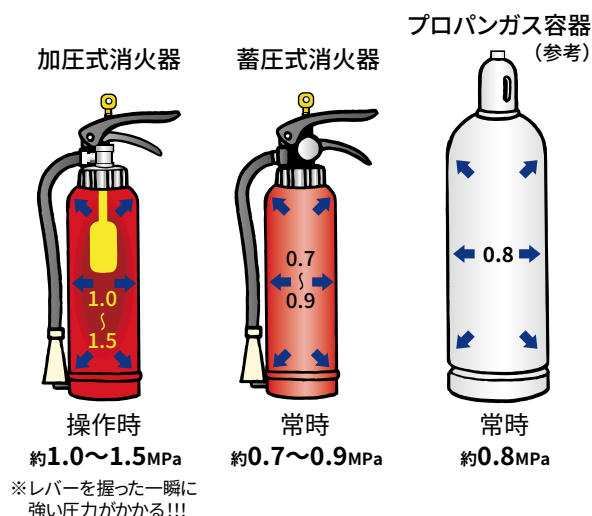
消火薬剤を有効に放射するために強い圧力を必要とします。このため消火器の本体容器及びキャップは、この圧力に十分耐えるよう国の定める規格により製造され、また本体容器の内外面には耐食及び防錆加工を施して品質を確保しています。

●加圧式と蓄圧式があります

消火器には、本体容器の中に消火薬剤と加圧用ガス容器を内蔵した「加圧式」と、消火薬剤と圧力源を封入した「蓄圧式」があります。

●消火器の圧力の大きさ

特に加圧式は、消火器のレバーを握ると「加圧用ガス容器」の中のガスが本体容器内に充満し、本体容器の各部やキャップに強い圧力が働きます。これはプロパンガス容器よりもずっと高い圧力ですから、十分ご注意ください。腐食の進んだものや打こんのあるものは交換してください。



微量のPFOAを含有しない消火器へ交換をお願いします!

消火器の種類によっては、副生成物として微量のPFOAなどを含有しております。環境放出抑制の観点から消防訓練での使用を極力避けて、微量のPFOAなどを含有しない消火器への交換を推奨します。

PFOA類を含有している製品はこちら



消火器の設置義務

消火器の設置を義務付けられている建物については、消防関係法令で細かく定められています。

消火器の設置対象物

(令和7年12月現在)

延面積に関係なく設置しなければならない建物	(一)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
		イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの
		ロ	遊技場又はダンスホール
	(二)	ハ	風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(一)項イ、(四)項、(五)項イ及び(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
		ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
	(三)	イ	待合、料理店その他これらに類するもので、火を使用する設備又は器具(防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。)を設けたもの
		ロ	飲食店で、火を使用する設備又は器具(防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。)を設けたもの
		ロ	次に掲げる防火対象物
	(六)		(1)老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項に規定する老人短期入居事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
			(2)救護施設
			(3)乳児院
			(4)障害児入所施設
			(5)障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。))又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。)
	(十六二)		地下街
	(十六三)		建築物の地階((十六二)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)
	(十七)		文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物
	(六)	イ	次に掲げる防火対象物(※平成28年4月1日施行)
		(1) 次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。)	
		(i) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他総務省令で定める診療科を除く。)を有すること。	
		(ii) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。	
		(2) 次のいずれにも該当する診療所	
		(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。	
		(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。	
		(3) 病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((2)に掲げるものを除く。))又は入所施設を有する助産所	
延面積150㎡以上の建物	(一)	ロ	公会堂又は集会場
	(三)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの(上欄(三)イに掲げるものを除く。)
		ロ	飲食店(上欄(三)ロに掲げるものを除く。)
	(四)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
	(五)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
		ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅
		イ	(4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所(※平成28年4月1日施行)
		ハ	次に掲げる防火対象物
	(六)		(1)老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
			(2)更生施設
			(3)助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
			(4)児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)
			(5)身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)
		ニ	幼稚園又は特別支援学校
	(九)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
(十二)	イ	工場又は作業場	
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	
(十三)	イ	自動車車庫又は駐車場	
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
(十四)		倉庫	
延面積300㎡以上の建物	(七)		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
	(八)		図書館、博物館、美術館、その他これらに類するもの
	(十)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)
	(十一)		神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	(十五)		前各項に該当しない事業場

50㎡以上のものについては、一定数量以上の危険物、指定可燃物を貯蔵し取り扱うもの及び地階、無窓又は三階以上の階で床面積が左欄の規定に関わらず設置が必要である。

(注) 消火器の設置本数については、建物の面積、構造、危険物、指定可燃物の数量等によって算出されます。また、火災予防条例にも定められておりますので、最寄りの消防署でご相談ください。

※(六)イは平成28年3月31日まではいずれも延面積150㎡以上の建物対象です。

設置しなければならない建物

A

劇場、映画館、演芸場、観覧場／キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、遊技場、ダンスホール等／風俗営業店等、カラオケボックス等／地下街、準地下街／重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡等の建造物

映画館

カラオケボックス

重要文化財

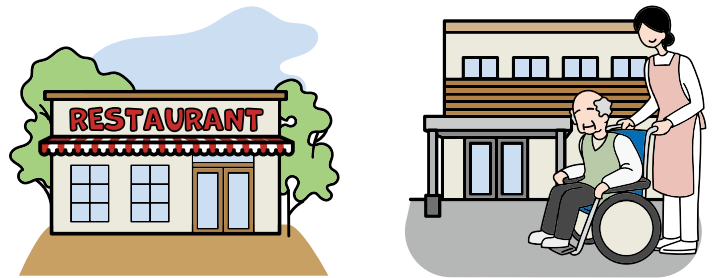


B

病院、診療所、助産所、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等、火を使用する料理店・飲食店

飲食店

老人ホーム



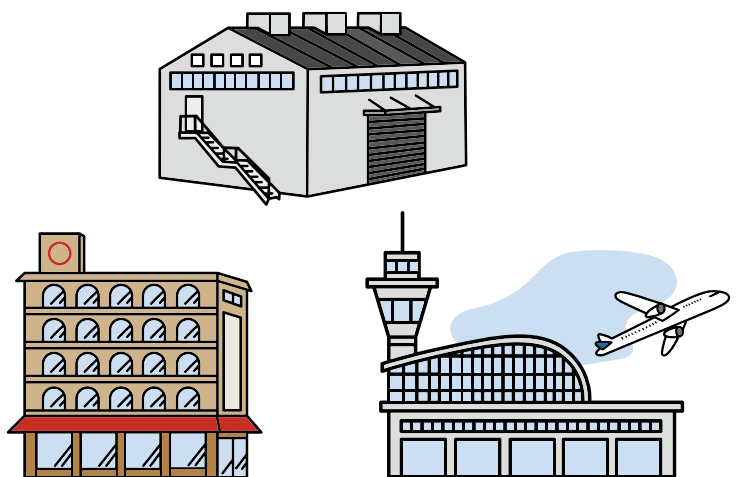
C

公会堂、集会場／料理店・飲食店／百貨店、マーケット、物品販売店舗、展示場／旅館、ホテル、宿泊所等／寄宿舍、下宿、共同住宅／無床診療所、無床助産所、老人デイサービスセンター、更生施設、児童発達支援センター、身体障害者福祉センター、幼稚園、特別支援学校等／公衆浴場、蒸気浴場、熱気浴場等／工場、作業場／映画スタジオ、テレビスタジオ／自動車車庫、駐車場／飛行機・回転翼航空機の格納庫／倉庫

百貨店

工場

航空機の格納庫

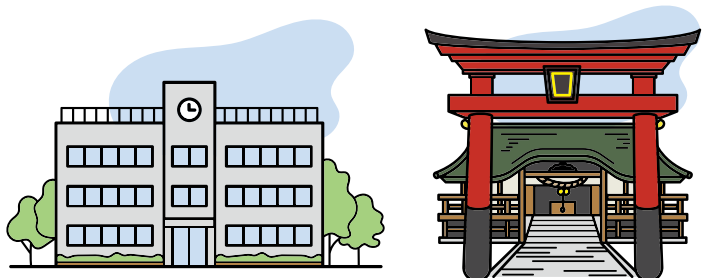


D

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校等／図書館、博物館、美術館等／車両の駐車場、船舶・航空機の発着場（旅客の乗降・待合用に供する建築物に限る）／神社、寺院、教会等／前各項に該当しない事業場（事務所等）

小学校

神社



一定数量以上の危険物、指定可燃物を貯蔵し取り扱うもの及び地階、無窓階又は3階以上の階で床面積が50㎡以上のものについては、左欄の規定にかかわらず設置が必要です。



消火器の設置本数については、建物の面積、構造、危険物、指定可燃物の数量等によって算出されます。また、火災予防条例にも定められておりますので、お近くの消防署でご相談ください。

その他の詳しい建物についてはP4を参照してください。

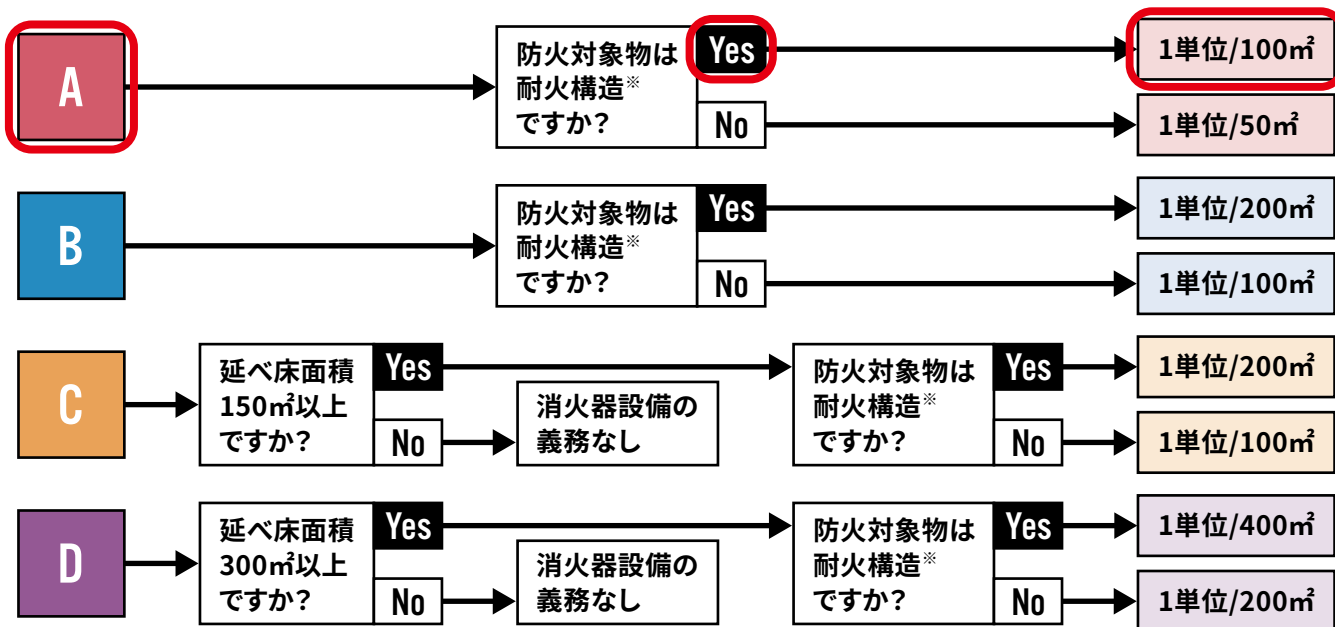
消火器設置計算方法

前ページの表を見て、消火器を設置したい建物がA~Dのどれに当てはまるか確認してください。

次に、「Yes」か「No」のどちらかに進んで行き、1単位/㎡かを求めましょう。

その後の計算式により必要な消火器の能力単位を知ることができます。

例 600㎡の飲食店で、耐火構造の場合。 ➡ **分類がAで1単位/100㎡**

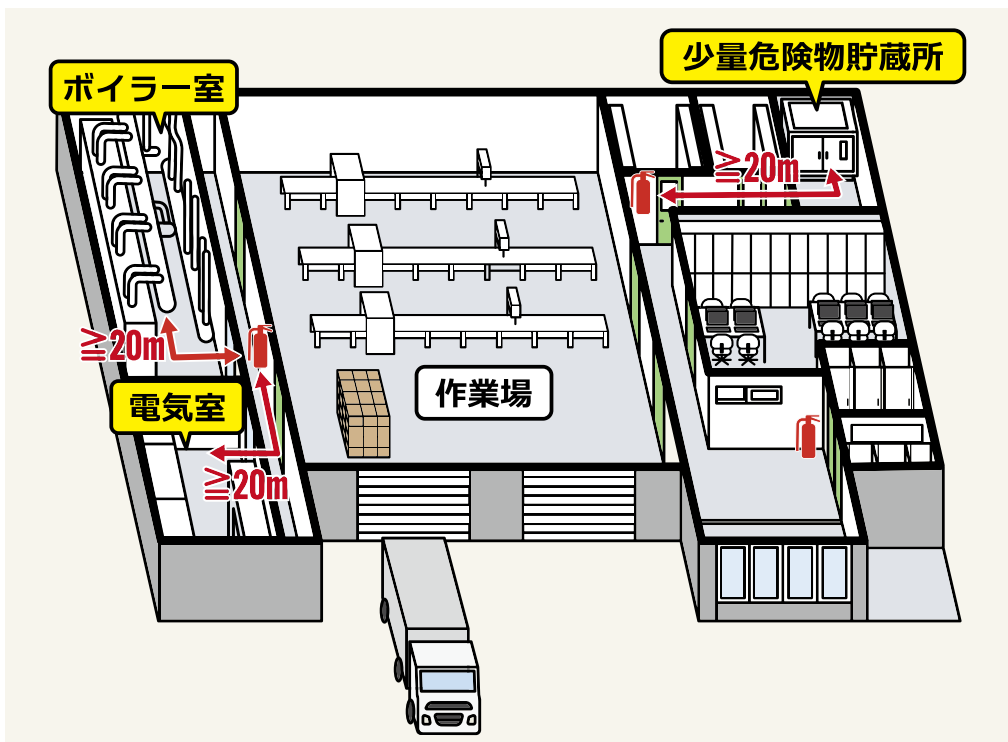


※主要構造部を耐火構造とし、かつ内装仕上げを難燃材料でしていますか

延べ面積 **600** ㎡ ÷ 1単位/㎡ **100** ㎡ = 能力単位 **6**

上記の計算から、A火災の能力が合計6になるように消火器の本数を決定します。

消火器設置方法 工場(5,000㎡)



歩行距離の確認

消火器の種別を決定したら、建物のあらゆる部分から消火器までの歩行距離が20m以下(フローア毎)となるように配置する。

付加設置の消火器の配置

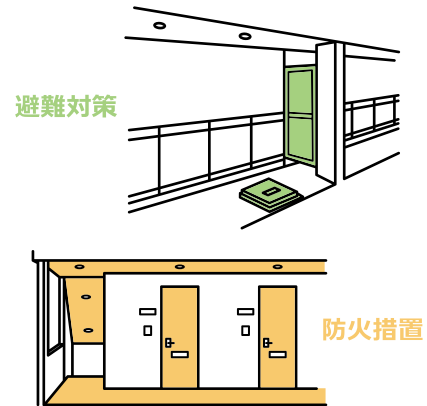
少量危険物・指定可燃物・多量の火気を使用する場所・電気設備のある場所は特定の計算方法より算出した消火器を必要本数設置してください。

特定共同住宅に設置する消防設備

? **特定共同住宅とは** 共同住宅の建物構造・二方向避難・開放廊下等が、通常の共同住宅よりも延焼し難く、避難しやすい構造になっている場合には、法令設置する消防用設備を緩和することができる住宅。

特定共同住宅の条件

- **住戸間の区画がしっかりしている**
各住戸間、および住戸と共用部分（廊下、階段など）との間が、一定の防火性能（耐火構造など）を持つ壁や床で厳密に区画されている。
- **共用部分の内装制限**
廊下や階段室などの共用部分の壁や天井の仕上げに、燃えにくい材料（準不燃材料など）が使用されている。
- **バルコニーや避難光庭の活用**
バルコニーや避難光庭などを活用した避難・防火安全対策が講じられている。




消防設備の置き換え

逃げ口が多く用意され、煙に巻かれず安全に避難できる特定共同住宅の場合は、通常用いる消火器に代えて住宅用消火器を設置することができる。総務省令第40号により消火器、自火報、非常警報、避難器具の設置義務が緩和される。

- 特定共同住宅の種類**
- ① **二方向避難型**: 2つ以上の異なる避難経路があるタイプ
 - ② **開放型**: 外気に直接開放された廊下や階段があるタイプ
 - ③ **二方向避難・開放型**: 両方の特徴を備えた建物

◎総務省令第40号適用設備早見表

特定共同住宅等の種類		必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等					通常用いられる消防用設備等								
構造類型	階数	住戸用消火器具	共同住宅用非常警報設備	住戸用自動火災報知設備	共同住宅用自動火災報知設備	スプリンクラー設備	住戸用消火器具	自動火災報知設備	屋外消火栓	動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	非常警報設備	非常警報器具または避難器具	誘導灯および誘導標識
二方向避難・開放型 特定共同住宅等	10階建て以下	○		○※1											
	11階建て以上	○			○	○※2									
開放型 特定共同住宅等	5階建て以下	○		○※1											
	6階～10階建て以下	○			○										
	11階建て以上	○			○	○※3									
二方向避難 特定共同住宅等	5階建て以下	○		○※1											
	6階～10階建て以下	○			○						※4				
その他の 特定共同住宅等	10階建て以下	○			○						※4				
	11階建て以上	○			○	○					※4				

表中 ○印一式を設置することで、上記  部設備が免除できます。（ただし、「通常用いられる消防用設備等」において、空欄箇所は政令の基準にもとづく設備設置が必要です。また、一部の設備だけを選択することはできません。）

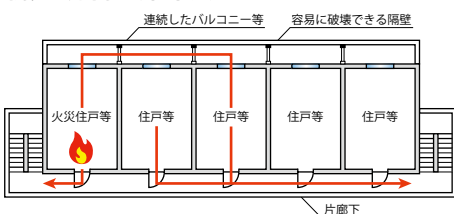
※1 どちらか一方の設備を選択できます。

※2 11階以上において、内装制限などを行っている場合は「通常用いられる消防用設備等」に代え、共同住宅用スプリンクラー設備の免除ができます。ただし、共同住宅用自動火災報知設備の設置は必要です。

※3 11階～14階の部分においてのみ、内装制限などを行っている場合は「通常用いられる消防用設備等」に代え、共同住宅用スプリンクラー設備の免除ができます。ただし、共同住宅用自動火災報知設備の設置は必要です。また、この場合は15階以上の階に共同住宅用スプリンクラー設備の設置が必要です。

※4 11階以上の階に設置するものに限り免除できます。10階以下の階は政令の基準にもとづく設置する必要があります。上記表にある設備のほか、共通項目として「共同住宅用連結送水管、共同住宅用非常コンセント設備」があります。この2つの設備は、政令の設置基準に代えて階段室型の場合にのみ用いることができ、階数が3以内かつ歩行距離50m以下となるように設置することができます。

例) 二方向避難・開放型



10階建て以下

住戸用消火器具および消火器具
自動火災報知設備

11階建て以上

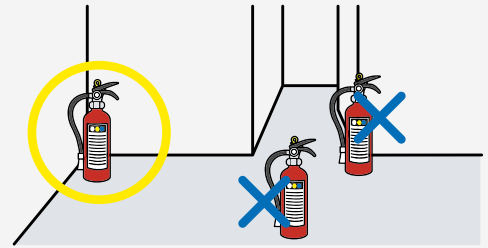
住戸用消火器具および消火器具
自動火災報知設備
スプリンクラー設備

基本構成は
消火器
+ 警報設備!

設置上の注意

消火器を設置する場所の環境や条件によっては、消火器の寿命を縮める場合があります。いつでも正常に使えるよう、設置上の注意に従って適正な配置を行ってください。

- 1 通行または避難に支障がなく、必要時にすぐに持ち出せる場所に設置すること。



- 2 消火器は各防火対象物・部分から歩行距離20m以下(大型消火器は30m以下)になるように設置し、各階ごとに設置すること。

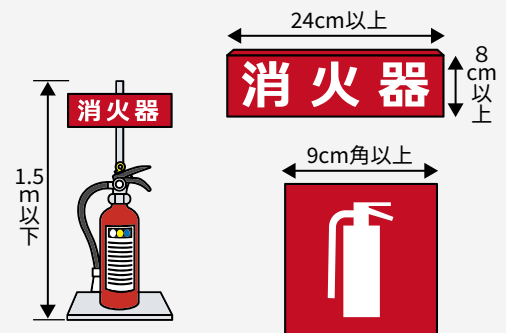


- 3 地震や振動で消火器が転倒、落下しないように設置すること。



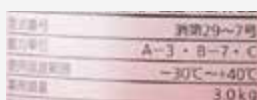
- 4 床面からの高さ1.5m以下に設置し、「消火器」の標識を見やすい位置につけること。

外国人来訪者が利用する競技場、ホテル、空港などの建物で消火器を直接視認することができ、火災予防上支障がないと認められる場合は、標識に代えて消火器ピクトグラムを設置することができます。その際は最寄りの消防署にご相談ください。



高温・多湿場所は避け、消火薬剤が凍結、変質又は噴出するおそれの少ないところに設置すること。

- 5 消火器に表示されている「使用温度範囲」内の場所に設置する。



高温や湿気の多い場所、日光・潮風・雨・風雪等に直接さらされる場所、腐食ガスの発生する場所(化学工場、温泉地帯等)等に設置する場合は、格納箱に収納するなどの防護を行う。また、厨房室での床面、作業場の地面等への直置きは避け、壁掛け又は設置台、格納箱に設置する。



- 6 6か月に1回以上は外形を点検する。▶P10~11参照

消火器やその他の消防用設備には点検および報告の義務があります。
点検の期間と方法をしっかり把握しておきましょう。

点検・報告の概要

① 点検及び報告の義務 (消防法第17条の3の3)

防火対象物の関係者は、その防火対象物に設置されている消火器具について、総務省令で定めるところにより、定期的に、防火対象物のうち政令で定めるもの(施行令第36条)にあつては乙種第6類の消防設備士又は第1種消防設備点検資格者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

② 点検の内容と期間 (平成16年消防庁告示第9号)

消防法第17条の3の3の規定による消火器の点検は、機器点検により、6か月に1回以上行うものとする。機器点検の項目内容は下記のようになっている。

- 設置状況 ●外形の点検 ●内部及び機能の点検
- 表示及び標識の点検 ●耐圧性能点検

③ 防火対象物の点検の範囲 (施行令第36条第2項)

法定資格者が点検をしなければならない防火対象物は右表に掲げる防火対象物とする。

④ 点検結果の記録及び報告期間

(施行規則第31条の6)

防火対象物の関係者は、点検を行った結果を維持台帳に記録するとともに、右表の区分に従い、期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。

⑤ 罰則 (消防法第44条)

消防法第8条の2の2第1項又は第17条の3の3の規定による点検報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

◎ 法定資格者が点検をしなければならない防火対象物

防火対象物の別	点検の対象	点検報告期間
	施行令第36条第2項	規則第31条の6
劇場、映画館、演芸場、観覧場 公会堂、集会場 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等 遊技場、ダンスホール 性風俗関連特殊営業を営む店舗 カラオケボックス、個室漫画喫茶・ネットカフェ、テレクラ、個室ビデオ店等 待合、料理店等 飲食店 百貨店、マーケット、展示場 旅館、ホテル、宿泊所 寄宿舎、下宿、共同住宅 病院、診療所、助産所 特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、自力避難困難者が入所している小規模福祉施設等 老人福祉施設、有料老人ホーム(〔6〕項口に該当するものを除く。)、障害福祉サービスを行う施設等 幼稚園又は特別支援学校 小中学校、高校、大学等 図書館、博物館、美術館等 蒸気浴場、熱気浴場等 上記以外の公衆浴場 停車場、船舶航空機発着場 神社、寺院、教会等 工場、作業場 映画スタジオ、テレビスタジオ 自動車車庫、駐車場 飛行機、回転翼航空機の格納庫 倉庫 前各項に該当しない事業所 特定複合用途防火対象物 上記以外の複合用途防火対象物 地下街 準地下街 重要文化財等の建造物 延長50m以上のアーケード	1,000㎡以上 又は特定1階段のもの ※1,000㎡以上 1,000㎡以上 又は特定1階段のもの ※1,000㎡以上 1,000㎡以上又は特定1階段のもの ※1,000㎡以上 1,000㎡以上 ※1,000㎡以上	1年に1回 3年に1回 1年に1回 3年に1回 1年に1回 3年に1回 1年に1回 3年に1回

外形の点検

消火器は、いざというときに使えなければ意味がありません。点検で異常が認められたときは、消火器の内部及び機能の点検も行い、不良のときは速やかに部品を交換してください。

1. 本体容器

点検方法 目視によって確認

判定方法 消火薬剤の漏れ 変形 損傷
 著しい腐食 などがないか

注意点

- ①サビがポロポロと剥がれていたら廃棄処分すること。
- ②孔食(腐食による穴)がないか入念にチェックすること。
- ③キャップの変形・ネジ山のつぶれなど、機能上支障をきたすおそれのあるものは廃棄処分すること。

2. 安全栓の封

点検方法 目視によって確認

判定方法 損傷または脱落 がないこと
 確実に取り付けられているか

3. 安全栓

点検方法 目視によって確認

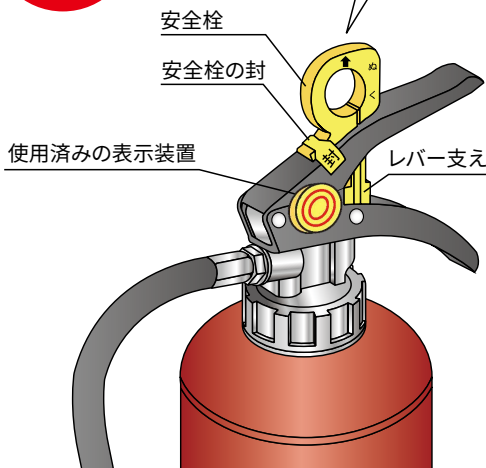
判定方法 安全栓が外れていないか
 確実に装着されているか
 変形 損傷 がないか

注意点

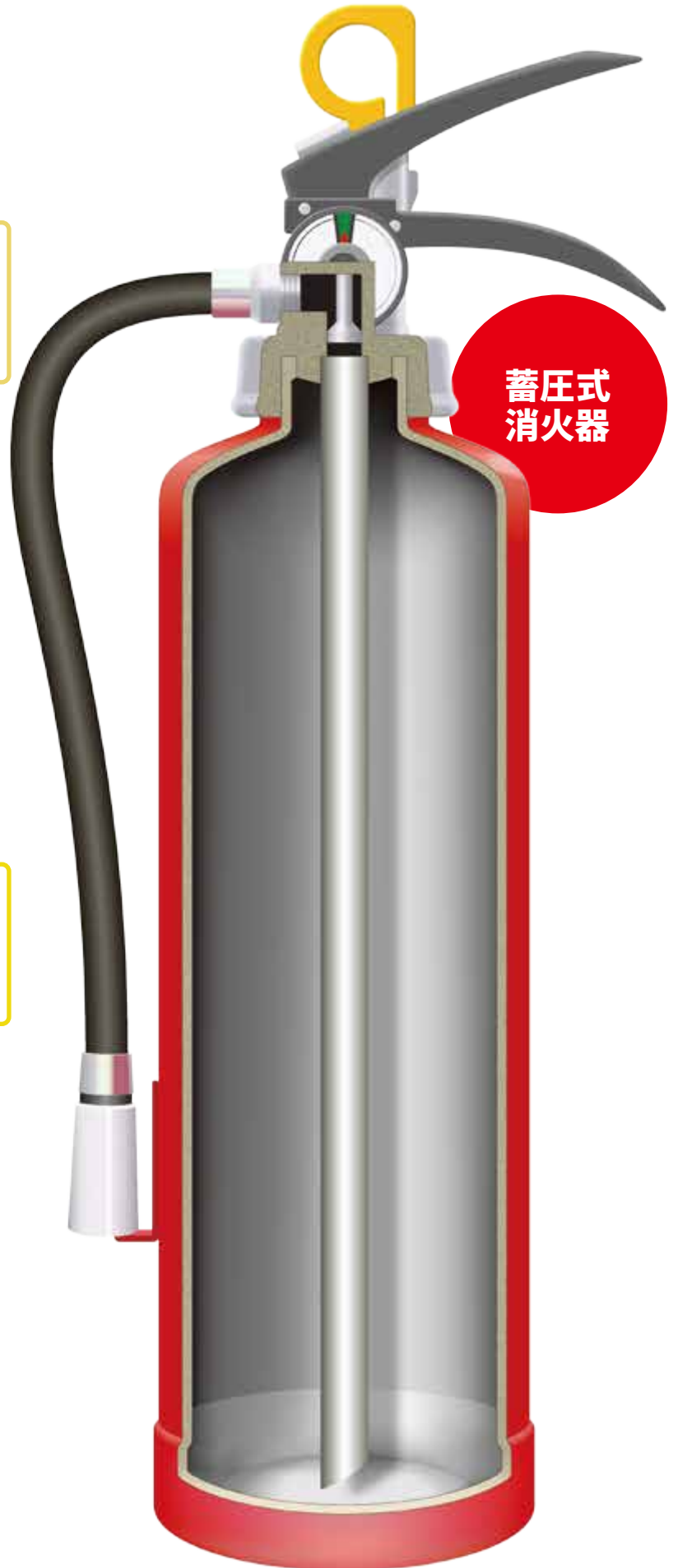
- ①安全栓がレバー支えを立てた状態で確実にセットされているかチェックすること。
- ②異常が認められたときは、安全栓の「セットと解除」がスムーズにできるかを数回繰り返してテストすること。

加圧式消火器

◎安全栓の点検時には、上レバーに力が加からないように注意してください。



蓄圧式消火器



4.使用済みの表示装置

点検方法 目視によって確認

判定方法 変形 損傷 脱落 などがないか
作動していないか

6.キャップ

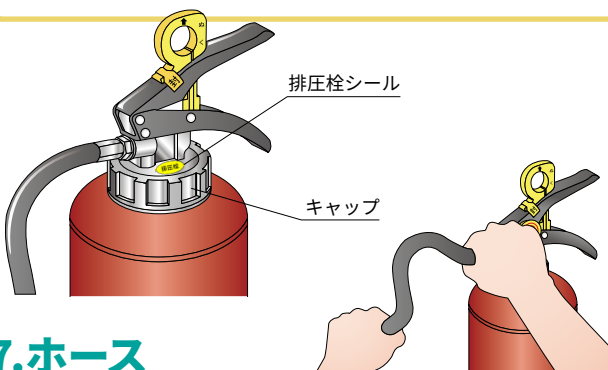
点検方法 目視および手で締め付けて確認

判定方法 変形 損傷 などがないか
容器にしっかり固定されているか

注意点

加圧式

排圧栓が付いているものは、シールが破れたり、外れていないかをチェックすること。シールが外れているものは、排圧栓にゆるみがないかをチェックすること。



7.ホース

点検方法 目視および手で締め付けて確認

判定方法 変形 損傷 老化 などがないか
内部に詰まりがないか
容器にしっかり固定されているか

注意点

- ①ホース内部に達するキズやひび割れがないかチェックすること。
- ②消火薬剤の漏れや固化による詰まりのあるものは内部点検を行い、消火薬剤量を点検すること。
- ③ホース取付ネジのゆるみは、締め直すこと。

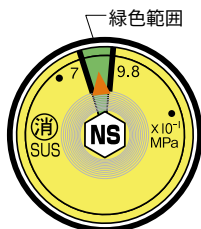
9.指示圧力計

点検方法 目視によって確認

判定方法 変形 損傷 などがないか
指示圧力値が緑色範囲にあるか

注意点

- ①指針が緑色範囲の下限より下がっているものは、消火薬剤量を点検すること。
- ②指示圧力値が緑色範囲外のもの、指示圧力計の作動を点検すること。
- ③内部に消火薬剤が漏れていないかをチェックすること。



5.押し金具、レバーなどの操作装置

点検方法 目視によって確認

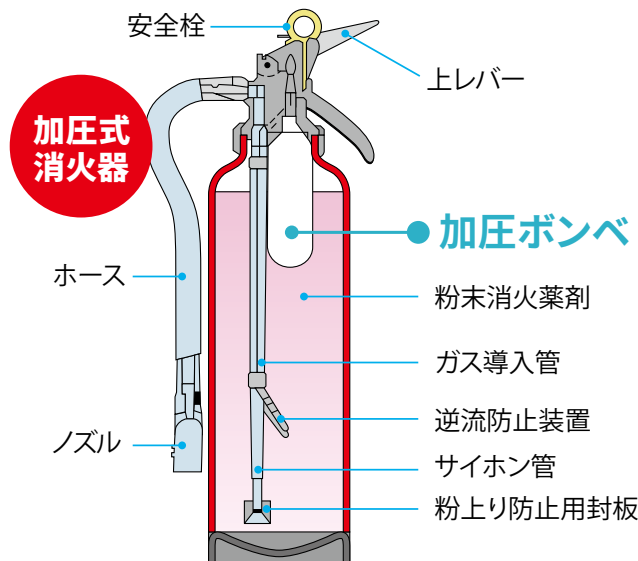
判定方法 変形 損傷 などがないか
確実にセットされているか

注意点

- ①上下のレバーの内側部分にサビや腐食などが入念にチェックすること。

加圧式

内部および機能の点検をするときは、必ず加圧用ガス容器を取り外すこと。



8.ノズル、ホーン、ノズル栓

点検方法 目視および手で締め付けて確認

判定方法 変形 損傷 老化 などがないか
ホースにしっかり固定されているか
ノズル栓が外れていないか
ホーン握り(二酸化炭素消火器の場合)が脱落していないか

注意点

- ①異物による詰まりは清掃すること。
- ②ノズルとホーンの間封板のあるものは、封板の破れや締め付け部のゆるみがないかをチェックすること。

点検済証

消防用設備の点検が適正に行われ、機能が正常であることを示すための表示です。点検業者が、設備の点検実施後、点検済票を貼付してください。



ここで紹介しているものは手提げ式消火器の一例です。消防設備により構造が異なります。

内部・機能の点検

機能点検の時期(右表)を経過したもの又は外形点検(P10参照)において異常があったものは、内部・機能の点検を行ってください。

機能点検の時期	
加圧式消火器 (化学泡消火器を除く)	製造年から 3年
蓄圧式消火器	製造年から 5年
化学泡消火器	設置後から 1年

抜き取り方式による点検方法

外形点検で異常が認められなかったもののうち、製造から3年を経過した加圧式の粉末消火器及び製造から5年を経過した蓄圧式消火器は抜き取り方式による内部・機能の点検を行うことができます。

? **抜き取り方式とは** 多数設置されている消火器の中から一定の割合で試料を抽出し、その消火器の放射能力試験や内部点検を実施する方式。

ステップ1 点検する消火器の確認ロット(確認試料)を作成する。

加圧方式	抜き取り点検を行う消火器の数	
	放射能力	放射能力以外の点検
粉末消火器(加圧式)	抜き取り数の 50%以上	抜き取り数
蓄圧式消火器	抜き取り数の 50%以上	抜き取り数

ステップ2 内部・機能点検を行う試料を抜き取る。
これには2パターンする方法がある。

ステップ1 点検する消火器の確認ロット(確認試料)を作成する。

? **確認ロットとは** 消火器の種類、大型小型、加圧方式(加圧式、蓄圧式の別)で分けた同一のものを1ロットとする。ただし、製造年から8年を超える加圧式の粉末消火器及び製造年から10年を超える蓄圧式消火器は別ロットとする。

消火器の種類に分ける[Ⓐ](メーカー別に分ける必要はありません)。

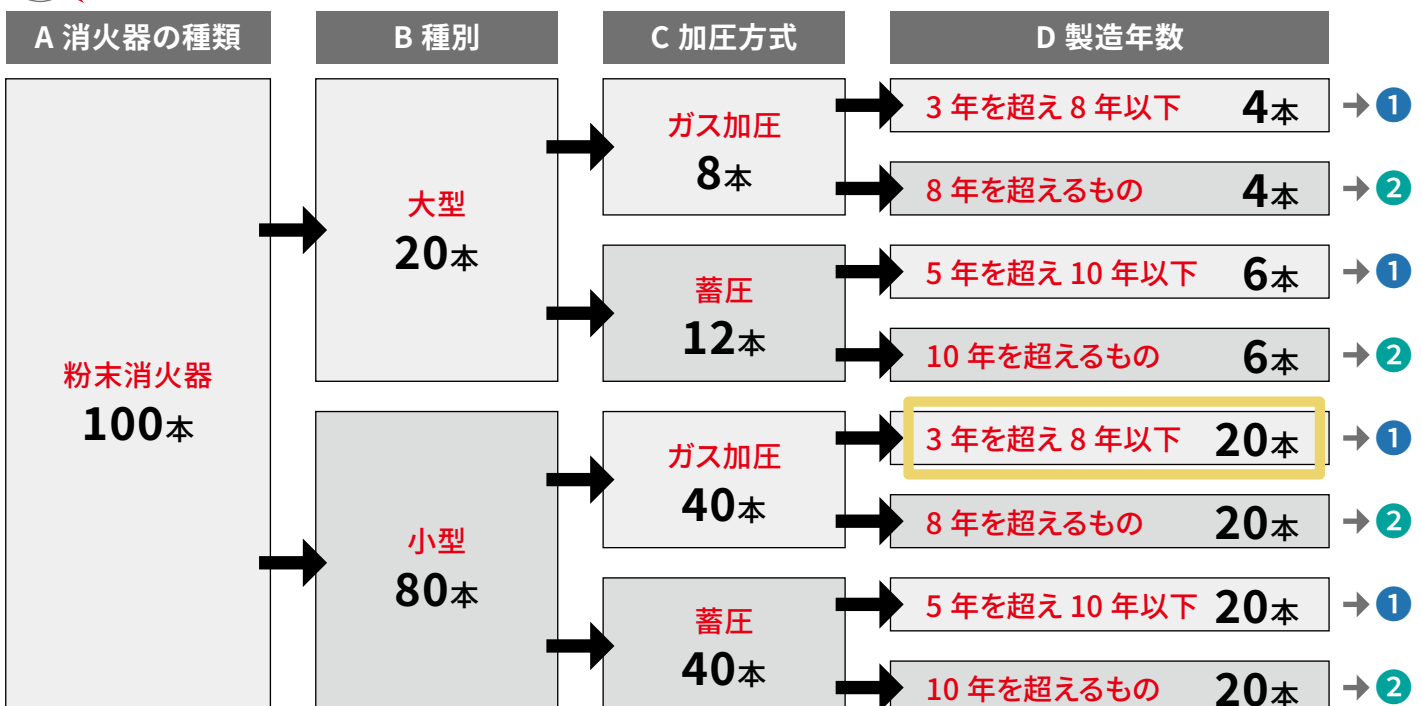
小型消火器か大型消火器かで分ける[Ⓑ]。

加圧方式がガス加圧式か蓄圧式かで分ける[Ⓒ]。

ガス加圧式消火器の場合は製造年から3年を超え8年以下のものと8年を超えるもの、蓄圧式消火器の場合は製造年から5年を超え10年以下のものと10年を超えるものに分ける[Ⓓ]。

この順に分けてグループ化した消火器をそれぞれ1ロットとします。

例 粉末消火器が100本ある場合の確認ロットの作り方



ステップ 2 内部・機能点検を行う試料を抜き取る。これには2パターンする方法がある。

① A～Dに分類したそれぞれの新しいもの


製造年から3年を超え8年以下のガス加圧式粉末消火器
製造年から5年を超え10年以下の蓄圧式消火器

5年 でロットの全数が点検できるように、均等に製造年が古いものから抜き取る。

② A～Dに分類したそれぞれの古いもの

製造年から8年を超えるガス加圧式粉末消火器
製造年から10年を超える蓄圧式消火器

2.5年 でロットの全数が点検できるように、均等に製造年が古いものから抜き取る。

例 左下表  の小型粉末消火器、ガス加圧式、製造年から3年を超え8年以下のロット20本の場合

この消火器20本はパターン①の「5年で全数の機能点検を行う」ようにするため、半年に1回の点検で毎回2本ずつ抜き取り確認します。放射点検は抜き取り数の50%でいいので、2本のうち1本を選んで実施します。



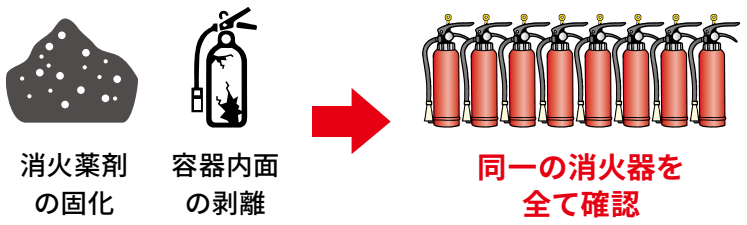
点検は半年に1回行うので、パターン①の場合は毎回ロット全数の10%を抜き取れば5年で100%に、パターン②の場合は毎回ロット全数の20%を抜き取れば2.5年で100%になります。

◎半年に1回の点検試料抜き取り方の早見表

加圧式 製造後	4年経過		5年経過		6年経過		7年経過		8年経過		合計
蓄圧式 製造後	6年経過		7年経過		8年経過		9年経過		10年経過		
ロットの数	点検1年度		点検2年度		点検3年度		点検4年度		点検5年度		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
1本	1本										1本
3本	1本				1本					1本	3本
5本	1本		1本		1本		1本		1本		5本
8本	1本	1本	1本		1本	1本	1本		1本	1本	8本
10本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	1本	10本
13本	2本	1本	1本	1本	2本	1本	1本	1本	2本	1本	13本
15本	2本	1本	2本	1本	2本	1本	2本	1本	2本	1本	15本
22本	2本	2本	2本	3本	2本	2本	2本	3本	2本	2本	22本

欠陥があった場合

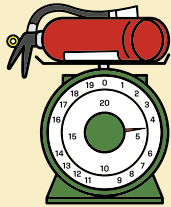
消火薬剤の固化または容器内面の塗膜の剥離などがあった場合は、欠陥試料と同一メーカー、同一質量、同一製造年のもの全ての確認を行う。



点検試料の確認の順序


加圧式消火器 (化学泡消火器以外)

1 消火薬材料を質量で表示してあるものは、総質量を秤量して消火薬剤量を確認する。

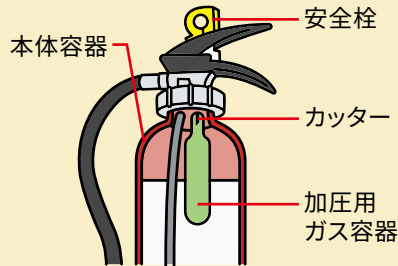


※放射はこの後で行う。


2 排圧栓のあるものはこれを開き、容器内圧を完全に排出する。



3 キャップを外し、加圧用ガス容器と支持具などを取り外す。



4 消火薬剤量を容量で表示してあるものは、液面表示と同一レベルであるかどうかを確認する。



5 消火薬剤を別の容器に移す。



6 本体容器の内外、キャップ、ホース、ノズル、サイホン管など清掃する。
〈水系〉水洗い 〈粉末〉圧縮空気など



7 各部品についての確認を行う。

- 安全ピン (変形・損傷はないか、封印は切れていないか)
- レバー (変形・損傷はないか)
- ゲージ (圧力は正常か)
- キャップ (変形・ゆるみはないか)
- 本体 (変形・サビはないか)
- ホース (亀裂・劣化・ゆるみはないか)
- 底部 (変形・サビはないか)



加圧式消火器 (化学泡消火器)

3 キャップを外し、内筒を取り出す。

4 消火薬剤量が液面表示と同一レベルであるかどうかを確認する。

5 6 7 上記と同様 (清掃は水洗いOK)

※放射は **4** の後で行う。

「消防用設備等の点検要領の一部改正」です。



こちらもご確認ください。

蓄圧式消火器

1 総重量を測定する。




2 指示圧力計の指度を確認する。放射はこの後で行う。



3 放射終了後の空容器を測定して、消火薬剤量を算出する。



4 排圧栓のあるものは開き、ないものは容器を逆さにしてレバーを徐々に握り、容器内圧を完全に排出する。



5 キャップまたはバルブ本体を本体容器から外す。



6 消火薬剤を別の容器に移す。



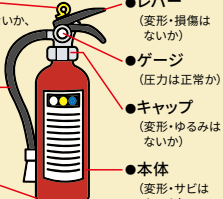
7 本体容器の内外、キャップ、ホース、ノズル、サイホン管など清掃する。

〈水系〉水洗い
〈粉末〉圧縮空気



8 各部品についての確認を行う。

- 安全ピン (変形・損傷はないか、封印は切れていないか)
- レバー (変形・損傷はないか)
- ゲージ (圧力は正常か)
- キャップ (変形・ゆるみはないか)
- 本体 (変形・サビはないか)
- ホース (亀裂・劣化・ゆるみはないか)
- 底部 (変形・サビはないか)

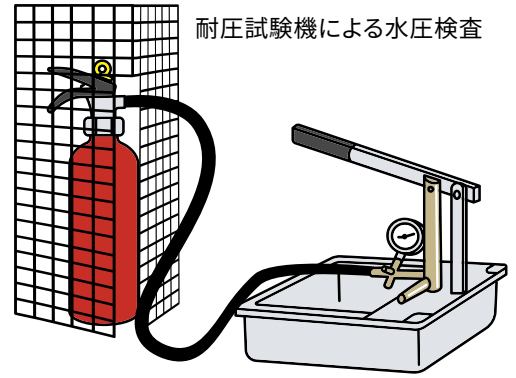
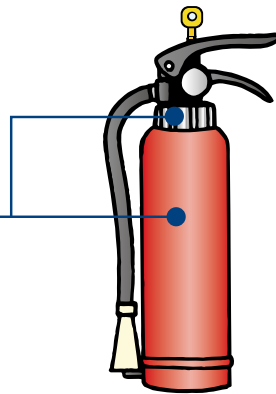


耐圧性能点検

耐圧性能検査（水圧点検）は、製造から10年を経過したもの又は消火器の外形検査で異常があったものに義務付けられ、以後3年ごとに実施します。耐圧性能点検項目から二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器は除かれます。

キャップ・本体容器

所定の水圧をかけた場合において、変形・損傷又は漏水等がないこと。



耐圧試験機による水圧検査

本体容器・蓋に変形、損傷または漏水等がないか所定の水圧をかけて検査します。

消防法令等に基づいて設置されている旧規格消火器はすみやかに交換が必要です。

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2022年以降は型式が失効した消火器の設置は認められません。旧規格消火器が設置されている場合は、すみやかに交換・リサイクルをしてください。

新旧規格消火器の見分け方の例

- ① 製造年が2010年以前のもは、すべて「旧規格」の消火器です。
製造年が2012年以降のもは、すべて「新規格」で、「旧規格」の消火器ではありません。
- ② 適応火災表示のマークを確認してください。
適応火災が「文字」で「普通・油・電気」と表示されていたら「旧規格」、適応火災が「絵」で表示されていたら「新規格」の消火器です。



◎点検サイクルシミュレーション

例 消火器の製造年が**2000年製**の場合

蓄圧式																															
経過年数	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目		7年目		8年目		9年目		10年目		11年目		12年目		13年目		14年目				
2000年製消火器	2001年								2006年								2011年								2014年						
外形点検	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数		
内部点検	不要 ^{※1※2}										10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
水圧点検	不要 ^{※3}																				全数		不要 ^{※3}						全数		

加圧式																														
経過年数	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目		7年目		8年目		9年目		10年目		11年目		12年目		13年目		14年目			
2000年製消火器	2001年								2004年								2009年				2011年								2014年	
外形点検	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	全数	
内部点検	不要 ^{※1}						10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	
水圧点検	不要 ^{※3}																				全数		不要 ^{※3}						全数	

※1:外形点検で安全栓、安全栓の封又は緊結部等に異常が認められたものは必要です。
 ※2:蓄圧式消火器の内部点検は、「製造年から3年を経過したもの」から、「製造年から5年を経過したもの」に改正されました。
 ※3:外形点検で本体容器に腐食等が認められたものは必要です。

廃消火器のリサイクル

古くなった消火器はリサイクルすることができます。回収された消火器は中間処理施設へ運ばれ、解体・分解されて可能な限りリサイクルされます。

消火器の使用期限

消火器には使用期限が定められています。消火器ごとに本体に使用期限等が表示してあります。



※使用期限の表示が年数のみの場合は、表示年数の年末までが使用期限
※このラベルは表示の一例です



業務用消火器の耐用年数は概ね **10年**



住宅用消火器の耐用年数は概ね **5年**

- 本体の腐食が進んだもの
- 凹みや変形したもの
- ホースが脱落したもの など

老朽化した消火器は使用しないでください。このような消火器の「消火薬剤の放射」「解体」は、絶対に行わないでください。



「傷んだ消火器」や「耐用年数が過ぎた消火器」は、直ちにリサイクル処分してください。

消火器リサイクルシールについて

廃消火器リサイクルシールは、廃棄する消火器に貼り付けることで、消火器工業会のリサイクルシステムを利用して適切に処理するためのシールです。このシールには、リサイクルにかかる費用（二次物流費や処理費用）が含まれています。



リサイクルシールをご確認ください

「リサイクルシールが貼付されていない消火器」をリサイクル・廃棄する際は、「既製品用リサイクルシール」が必要となります。



● 既製品用リサイクルシール

2009年以前に製造された消火器に貼り付けるためのシールです。小型用と大型用の2種類に分類されています。回収窓口で購入し、消火器に貼り付けてください。

● 新品用リサイクルシール

2010年以降に製造されたすべての消火器に貼付されて販売されています。対象品目ごとにA、B、C、Dグループに分類されています。有効期限を確認の上、リサイクル窓口ご連絡してください。

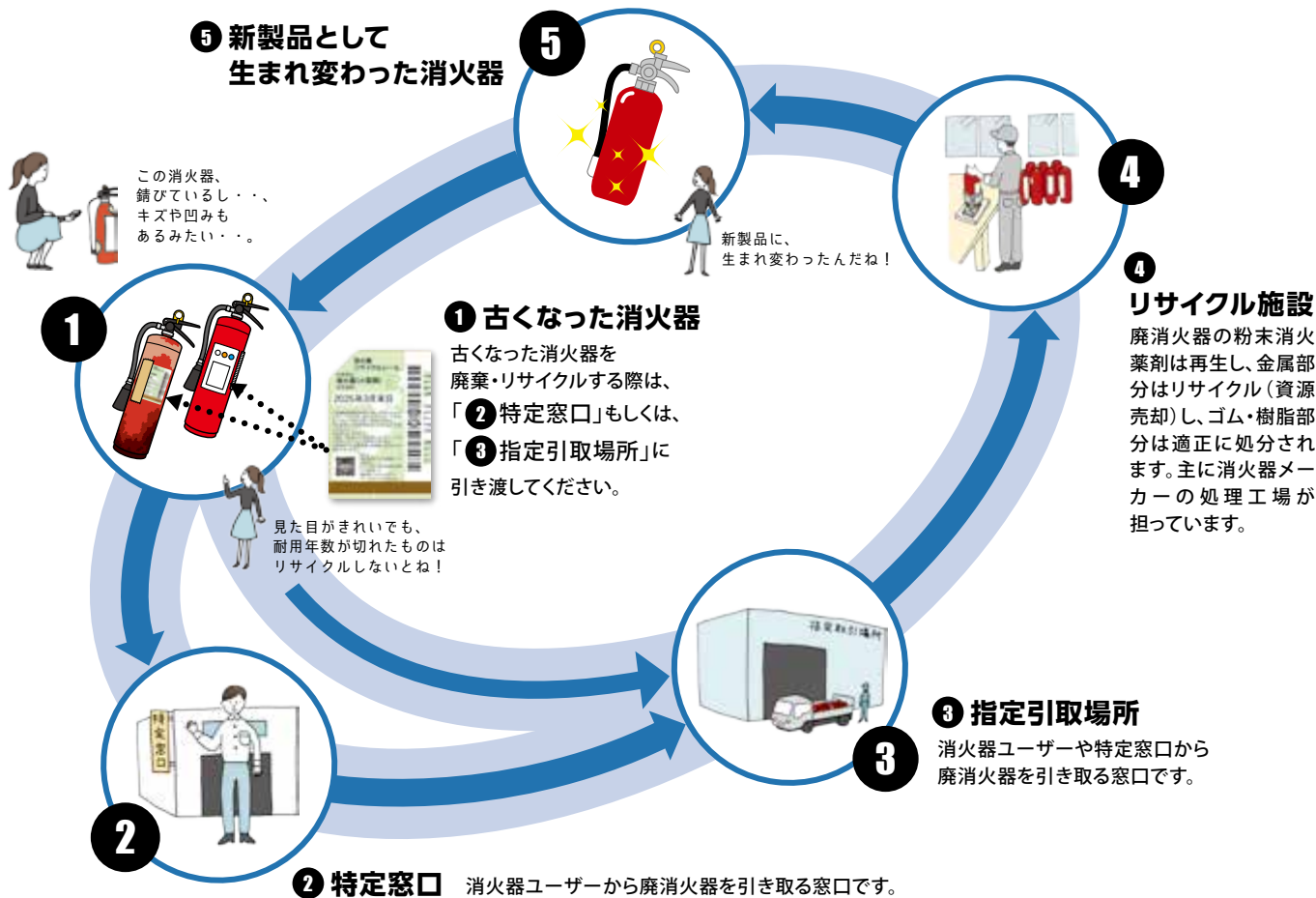
詳細については消火器リサイクル推進センターのホームページをご覧ください。



消火器リサイクル推進センター
ホームページはこちら

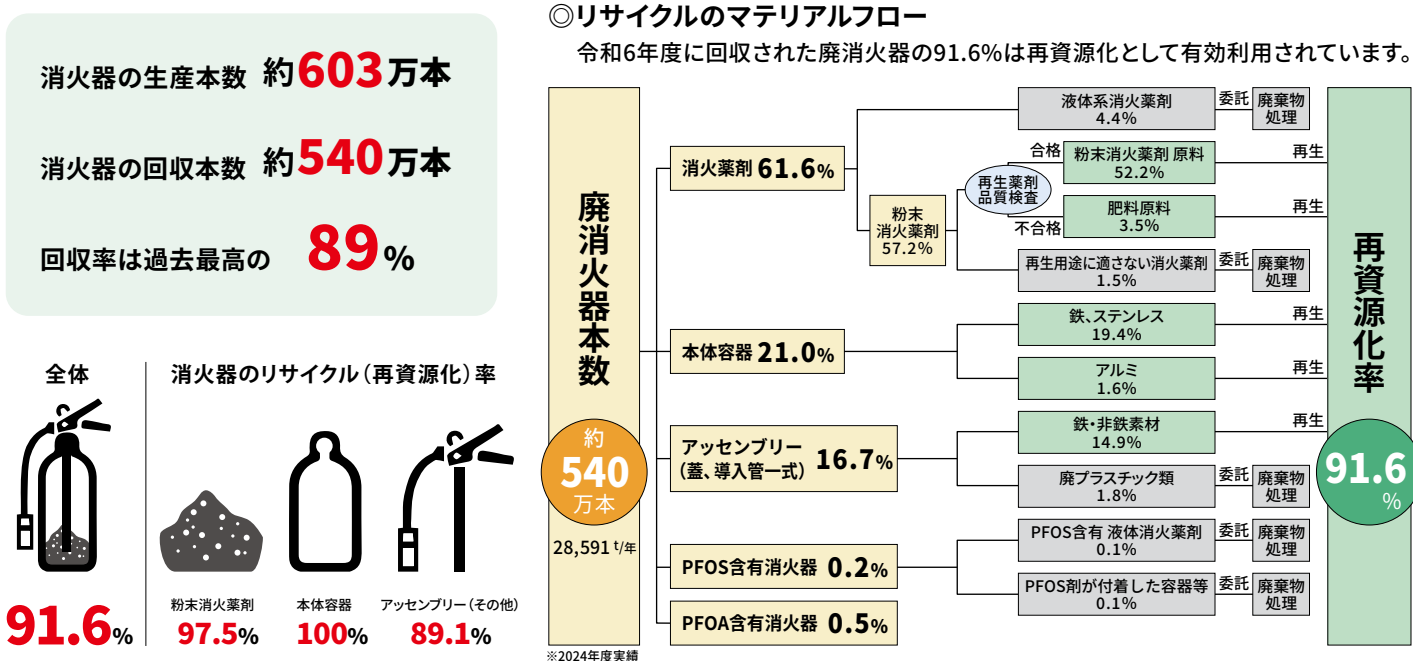
消火器リサイクルの仕組み

日本消火器工業会は、環境省から廃棄物処理法の特例である「広域認定制度」の認定を受けて廃消火器リサイクルシステムを運用しています。リサイクルは下図のような流れになっています。



消火器の再資源化率

消火器リサイクルシステムでは、新品消火薬剤へ91.2%、肥料へ6.3%、合計97.5%をリサイクルしています。粉末消火薬剤は、再生消火薬剤に再加工して新製品に再利用しています。本体容器(鉄、ステンレス、アルミ)やアッセンブリー(鉄、アルミ、真鍮)は、溶解処理され新しい金属製品となります。



廃消火器対象品目

小型消火器

ABC粉末消火器
20型以下
(小型船舶用
消火器含む)



加圧式ABC粉末 自動車用消火器

住宅用消火器



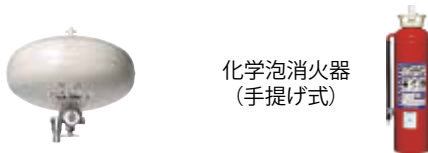
粉末タイプ 液体タイプ

強化液・機械泡消火器
8L以下



機械泡(小型) 蓄圧式液体(小型) 液体(小型) 据置式

下方放出型
自動消火装置
(粉末タイプ)



化学泡消火器
(手提げ式)

二酸化炭素消火器
15型以下



二酸化炭素(10型) 二酸化炭素(15型)

下方放出型
自動消火装置
(液体タイプ)

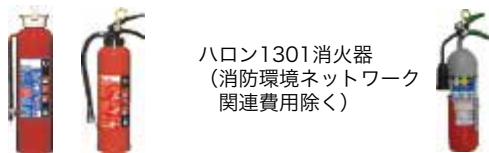


キッチンフード
ダクト用 キッチン用
(小型)

BC粉末消火器
20型以下
(特殊火災用
放射器含む)



船舶用消火器
(持ち運び式・
簡易式)



ハロン1301消火器
(消防環境ネットワーク
関連費用除く)

大型消火器

ABC粉末消火器
20型を超え200型以下



車載式50型
(大型) 車載式200型
(大型)

移動式粉末消火設備
33kg~45kgタイプ



二酸化炭素消火器
50型~100型



二酸化炭素50型

機械泡消火器
20L~40L

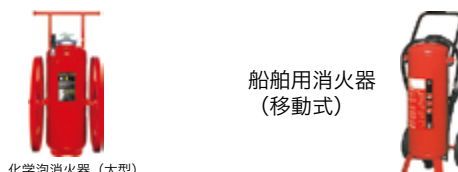
強化液消火器
20L~60L



BC粉末消火器
特殊火災用放射器
20型を超え200型以下



化学泡消火器
45L~200L



化学泡消火器(大型)

船舶用消火器
(移動式)

パッケージ型
消火設備
(自動式を除く)



大型・移動式用
消火器BOX



大型消火器・
移動式用
加圧ガスボンベ
13.4L以下



回収対象外品目



工作機械用
消火装置



エアゾール式



火災報知設備用
感知器



非常灯 誘導灯



消火弾



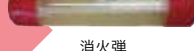
消火弾



四塩化炭素消火器



予備電池



消火弾



火災報知設備用
受信機



CB 消火器
(一塩化一臭化メタン消火器)

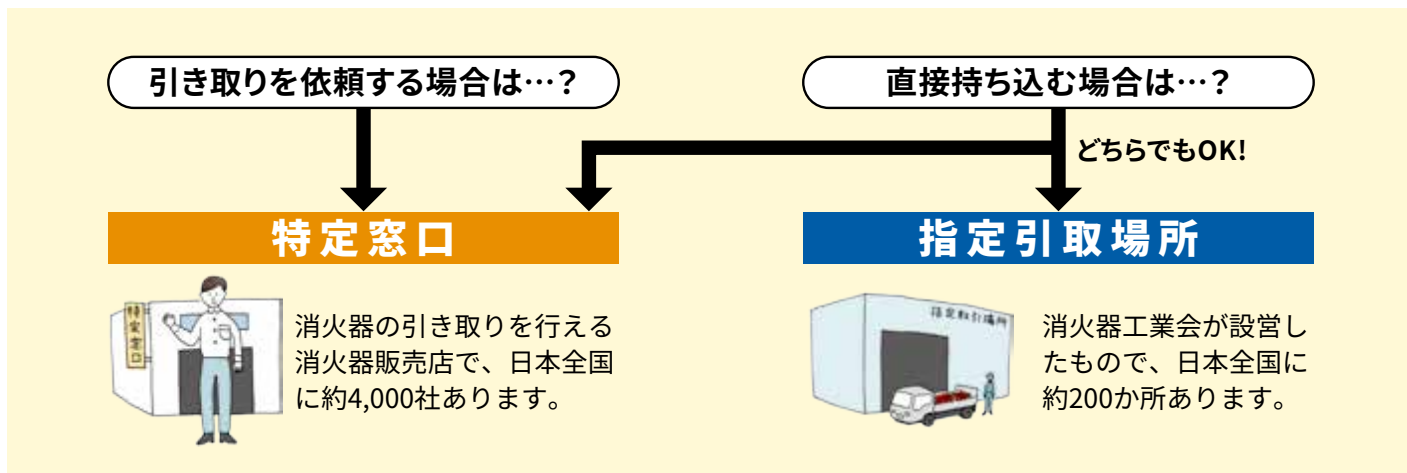


消防ホース

エアゾール式消火具、感知器、受信機、バッテリー、消防ホース、消火弾等は、リサイクルシステムの対象外品目です。

消火器の回収窓口

回収窓口は、**特定窓口**と**指定引取場所**の2種類です。



PCから回収窓口検索



「リサイクル窓口検索」をクリック!

消火器リサイクル推進センターのホームページからお近くの販売店・回収窓口を探ることができます。

消火器リサイクル窓口

検索

www.ferpc.jp/accept/

スマホで回収窓口検索

トップ画面
(現在地から検索)



特定窓口検索画面
(住所から検索)



地図表示画面



右のQRコードを読み込んで検索してください。検索は「現在地から」「住所から」のいずれにも対応しています。



電話でのお問い合わせ

リサイクルシステムに関するご質問等は、右記のコールセンターまでお問い合わせください。



コールセンター

消火器リサイクル推進センター / 回収窓口検索窓口

03-5829-6773

(受付時間 9:00~17:00 ただし土日祝日、休日および 12:00~13:00 を除く)

安全・安心が、全て。



一般社団法人 日本消火器工業会

〒111-0051

東京都台東区蔵前3-15-7 蔵前酒井ビル2階

TEL 03-3866-6258(代) FAX 03-3864-5265

<https://www.jfema.or.jp>

日本消火器工業会
会員会社はこちらから
ご覧になれます

